濃度・音圧レベル及び振動加速度レベルに係る計量証明事業規程（例）

〇〇年〇月〇日制定

××年×月×日改訂

第１章 総則

（目的）

第１条　この規程は、計量法第１１０条の規定に基づき、〇〇社〇〇事業所（以下「当事業所」という。）が濃度（特定濃度を除く。以下同じ）、音圧レベル及び振動加速度レベルに係る計量証明の事業を公正かつ円滑に行うために必要な事項を定め、もって計量証明事業の適正化を図ることを目的とする。

（計量証明事業の対象となる分野）

第２条　計量証明の対象となる分野は、次のとおりとし、物質名等は別途細則で定める。

（１）大気中に含まれる物質の濃度（特定濃度の区分に係るものを除く）

（２）水又は土壌中に含まれる物質の濃度（特定濃度の区分に係るものを除く）

（３）音圧レベル

（４）振動加速度レベル

第２章 組 織

（計量証明を実施する組織）

第３条 計量証明を実施する組織及び分掌は次のとおりとする。

（１）組織

事業所の長 ― 計量管理者

事業所の長	大気課	大気中に含まれる物質の濃度の計量
	水質課	水又は土壌中に含まれる物質の濃度の計量
	騒音課	音圧レベル及び振動加速度レベルの計量
計量管理者	業務課	①計量証明の依頼の受付並びに計量証明書の発行及び保管 ②計量証明事業に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置の管理 ③その他計量証明事業の遂行上必要な業務

（２）責任者は、事業所の長（注：役職名のみを記載）とし、計量証明の事業を統括する。

（３）計量管理者

ア 計量管理者の氏名

環境計量士（濃度）　〇〇〇〇

環境計量士（騒音・振動）　〇〇〇〇

イ 計量管理者の職務

計量管理者は、当事業所が行う計量証明事業全般にわたり、計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置（以下「計量証明用設備」という。）の保管、検査及び整備並びに計量方法の選定、計量方法の改善、計量方法の指導、計量結果の確認その他適正な計量証明の実施を確保するために必要な措置を講ずること（以下「計量管理」という。）の責任と権限を有する。

第３章 計量証明用設備の保管、検査及び整備

（計量証明用設備）

第４条　計量証明用設備は次の基準に適合するものとする。

（１）計量証明用設備であって、検定対象であるものについては、検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」という。）が付されているものとする。

（２）（１）に掲げるもの以外の計量証明用設備については、当該事業を適確に遂行するに足りるものとする。

２　計量証明用設備の名称、性能及び数量は別紙のとおりとする。

３　別紙に掲げる計量証明用設備については別途細則に定める設備管理台帳を備えて管理する。

（設置及び保管）

第５条　計量証明用設備は、その性能を保持するため、必要な事項について細則に定める方法により設置又は保管するものとする。

（検査及び整備）

第６条　計量証明用設備は、その使用に支障がないように常に整備を行い、かつ、定期的に検査を行うものとする。

２　計量証明に使用する濃度計は、計量法施行規則第３条の規定により目盛を調整して使用するものとし、その標準物質が計量法第１４３条に基づき登録を受けた者から供給されるものがある場合はこれを使用する。

第４章 計量証明の基準となる計量の方法

（計量の方法）

第７条　計量証明の基準となる計量の方法は、関係法令、日本産業規格等国の定める方法によるものとし、その方法を記載した文書を常に備えて置くものとする。

２　前項の定めのないもの又は前項の方法で測定できないものにあっては、計量管理者があらかじめ定めた適切な方法によるものとし、その方法を細則に定め保存しておくものとする。

第５章 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせる場合の取扱い

（外注等）

第８条　計量証明の事業の工程において、当事業所が実施能力を有する工程であって、かつ、当事業所の長が必要と認めた場合、当該工程の一部を当事業所以外の者に行わせること（以下「外注等」という。）が出来る。

（外注等を行う工程の計量管理）

第９条　計量証明事業の工程の一部を外注等により行う場合、計量管理者は外注等を行わせる者の適格性について確認することとし、その選定方法、実施能力の確認方法及び確認体制については、別途細則に定める。

第６章 計量証明書の発行

（発行の方法）

第１０条　計量証明は、計量証明書を発行することによって行うものとし、計量証明書には次の事項を記載し、計量管理者及び事業者が押印する。ただし、顧客等との間で書面等による承諾を得ている場合に限り、電子文書の交付によって計量結果の表明を行うものとし、計量管理者及び事業者の押印に代わって、事業者から計量証明書の発行に関して委任を受けた計量管理者の電子署名を付与することとし、発行の方法は別途細則に定める。

（１）計量証明書である旨の表記

（２）計量証明書の発行番号及び発行年月日

（３）計量証明書を発行した計量証明事業者の氏名又は名称及び住所

（４）計量証明を行った事業所の所在地及び登録番号

（５）当該計量証明書に係る計量管理を行った者の氏名

（６）依頼者名

（７）計量の対象

（８）計量の方法

（９）計量証明の結果

（10）当事業所が計量証明の事業の工程の一部を外部に行わせた場合にあっては次に掲げる事項

ア 当該工程の具体的内容

イ 当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地

（11）その他必要な事項（試料の由来等）

２　計量法第１１０条の２第１項の標章を付す場合は次のとおりとする。

（１）標章を付す場所は〇〇の位置（または別紙で示す場所）とする

（２）標章に関する取扱い事項は細則で定める

※事項の例－一部の証明書に標章を付さない場合はそれに関する規定等

第７章 計量の記録の保存

（計量の記録及び保存期間）

第１１条　計量の結果はすべてを記録しておくものとし、その保存期間は１年以上とする。なお、電子媒体により保存を行うものについては、保存方法、改ざん防止、アクセス制限の設定及びバックアップに関する事項等を別途細則に定める。

（計量証明書の保存）

第１２条　計量証明書の発行に当たっては、写しをとるものとし、その保存期間は５年以上とする。なお、電子媒体により保存を行うものについては、保存方法、改ざん防止、アクセス制限の設定及びバックアップに関する事項等を別途細則に定める。

第８章 社会的責任

（社会的責任の保持）

第１３条 当事業所は、計量証明事業者としての社会的責任を自覚し、正確な計量を行い、その計量の結果のみに基づき適正な計量証明を実施するものとし、実施に際し、業務上知り得た秘密を他に漏らすことのないように努めるとともに、いやしくも虚偽の計量証明と誤認されるような行為は一切行わない。

２　当事業所は、第２条に掲げる分野に係る濃度、音圧レベル、振動加速度レベルの計量に関する技術の向上、関係法令の理解の増進等を図るため、環境計量証明事業者の団体等が開催する各種の研修会及び共同実験等に積極的に参加するものとする。

３　当事業所は、別途細則に定める様式により事業を担当する技術者の経歴及び上記研修会等の参加記録を保存するものとする。

（その他）

第１４条　その他、計量証明の事業に関し必要な事項は別途細則に定める。

（注）第１０条第１項ただし書き、第１１条なお書き及び第１２条なお書きは、該当する場合に記載する。